県土第12－138号  
平成２７年１１月１９日

特定非営利活動法人  
共同受注窓口みえ　様

三重県県土整備部長

見積書の徴取について（再依頼）

このことについて、下記のとおり見積を再依頼したく、受注業務を対応可能な障害者就労施設等への斡旋及び斡旋施設等からの見積書の提出をお願いします。

記

１．案件名 第１７８回三重県都市計画審議会議事録おこし

２．内容(仕様) 下記録音内容からの議事録おこし  
（１）録音時間：１３８分（２時間１８分）  
（２）録音形式：WAV形式（サイズ：1.35GB・ビットレート：1411kbps）  
　　　　　　　　MP3形式（サイズ：15.7MB）  
　　　　　　　　WAV形式（サイズ：346MB・ビットレート：352kbps）  
　　　　　　　　　※上記３つは、録音形式が異なるだけで録音内容はすべて同一です  
（３）納品条件：反訳デジタル媒体（電子メール又は記録メディアによる送付可）  
（４）特記事項：  
　　・議事録は、Microsoft OfficeのWORDで作成・納品すること  
　　・参考資料として、議事のシナリオの提供が可能です  
　　・WAV又はMP3の各形式は、希望する形式で三重県から郵送で提供します

３．履行期間（納入期限） 平成２７年１２月１１日（金）  
４．履行場所（納入場所） 三重県津市広明町13　三重県県土整備部都市政策課

５．見積書提出締切日時 平成２７年１１月２６日（木）１７時

６．その他

・見積及び契約は、三重県会計規則による。

・成果物の著作権は、三重県に帰属する。

・成果物の検査終了後、提供された録音媒体及びシナリオ等の借用物を三重県に返却すること。

・録音媒体及び成果物の複写／転用／貸出は原則禁止するが、業務履行のために必要な場合は、履行完了後に廃棄又は返却することを条件に許可する。

・見積書の提出を辞退することができます。このことをもって以後の取扱いにおいて不利益を受けることはありません。

・当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

７．暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

８．不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。  
ア 断固として不当介入を拒否すること。  
イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。  
ウ 契約事務担当所属に報告すること。  
エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条第2項の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

事務担当

〒514-8570  
三重県津市広明町１３  
三重県県土整備部都市政策課  
都市計画班　市川、濵口  
ＴＥＬ：059-224-2718  
ＦＡＸ：059-224-3270

見積合わせに際しての注意事項

1 本項目の(1)及び(2)は参加資格、(3)から(6)は落札資格となります。

(1)見積合わせに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(3)三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

(4)落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(5)三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(6)該当の案件を履行するにあたり、必要な許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。

2 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に108分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

3 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

（無効要件）

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

(1)見積に参加する資格のない者が見積したとき。

(2)見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等）が同一案件に見積を行った場合）

(3)見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。

(4)見積に際して談合等の不正があったとき。

(5)見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。

(6)見積者が提出した見積書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。

(7)その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

4 受注者が、暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

5 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア断固として不当介入を拒否すること。

イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ契約事務担当所属に報告すること。

エ契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

6 契約締結権者は、受注者が5のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条第2項の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。